

第31期版



青少年相談員の手引



彩の国
埼玉県

青少年相談員の信条

- 1 われら青少年相談員はあたたかい思いやりと誠実をもって、青少年の友となります。
- 2 われら青少年相談員は常に人間の可能性と価値とを信じ、青少年の力となります。
- 3 われら青少年相談員は自覚と誇りをもって、明るい社会づくりのために励ましあいます。

青少年相談員の愛称

彩の国すくすく friends

青少年相談員キャッチフレーズ

若い力と子どもの目線
むすんでのびる彩の国

制作 埼玉県県民生活部青少年課

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048-830-2904

FAX 048-830-4754

～ 目 次 ～

第1章 青少年相談員制度

1	青少年相談員設置の経緯	2
2	青少年相談員の性格	2
3	青少年相談員の資格要件	2
4	青少年相談員活動の内容	2
5	青少年相談員の心構え	3
6	野外活動・集団宿泊引率時の危機管理について	4
7	研修を受けよう	12

第2章 青少年相談員活動の実践

1	青少年相談員活動を始めるに当たり	13
2	青少年相談員活動で留意すべき事項	13
3	18歳未満の青少年相談員の皆さんへ	14
4	青少年相談員の活動状況	15

第3章 資料編

○	埼玉県青少年相談員設置要綱	17
○	ボランティア保険について	19
○	県庁関係機関一覧	20
○	市町村青少年相談員担当課一覧	22
○	緊急通報先一覧	25
○	緊急通報をする際の注意点	26

第 1 章 青少年相談員制度とは

1 青少年相談員設置の経緯

埼玉県青少年相談員とは、青少年の健やかな成長を助けることを目的として、昭和 40 年度に埼玉県が設けた制度です。

その根拠は「埼玉県青少年相談員設置要綱」に定められています。

2 青少年相談員の性格

青少年相談員は自らの発意と情熱に基づいて活動するボランティアであるとともに、埼玉県知事の委嘱に基づき活動するといった一般的なボランティアとは違った面も持っています。

そのため、より一層強い自覚と責任感を持って活動することが必要です。

3 青少年相談員の資格要件

年齢が 18 歳以上 39 歳までで、居住市町村、又は通勤・通学している県内の市町村において、活動に積極的に参加できる方。（※一部市町村では 15 歳（義務教育終了後）以上 18 歳未満の方で、保護者の同意がある場合も資格要件を満たすものとしています。）

4 青少年相談員活動の内容

(1) お兄さん、お姉さん活動

ゲームやスポーツ、野外活動、町内清掃等の活動を通し、青少年と触れ合い、良き話し相手、相談相手になれるよう活動します。

(2) 地域の青少年団体の活動協力など

子ども会や少年団など、地域の青少年団体に対する活動協力などを必要に応じて行います。また、他の団体と普段から連携を密にし、お互いに援助協力の関係を保つようにします。

(3) 県・市町村や学校等の事業への協力

青少年の健全育成や非行防止について、学校や県・市町村等が行う事業等に必要に応じて協力します。

(活動例)

- ・ 市町村や学校(PTA)等が行う地域の見守り活動

5 青少年相談員の心構え

青少年相談員は、次のような心構えを持って、青少年の健全育成のための活動を行ってください。

(1) 自らを律する

青少年相談員自身の生き方や生活態度が、周囲の青少年に深く影響します。相談員としての自覚を持ち、模範となるよう努めてください。

(2) 個性の理解と長所の発見

青少年は、一人一人様々な個性を持っています。自分の価値観で全てを考えることなく相手をよく見て、それぞれの長所を発見し、それを伸ばす手助けができるよう努めてください。

(3) 良い聞き手

常に温かな態度で接し、こちらから一方的に話しかけるのではなく、温かい気持ちを持って、良い聞き手となれるよう努めてください。

(4) 行動を共にする

青少年に理屈や号令で行動を促すのではなく、青少年相談員自身が、相手と一緒に行動を楽しんでください。

(5) 秘密の厳守

本人や家族等について知り得た秘密を堅く守ってください。青少年相談員の活動は、信頼のもとに成り立っています。

(6) 他機関等との連携

青少年相談員の活動で、困難な問題に直面した場合、一人で抱え込まず、多くの人に相談したり、専門の機関や団体と連携してください。

(7) 責任の尊重と技術の向上

青少年相談員の活動には一定の責任があります。情熱と誠意をもって活動し、研修会に参加するなど、青少年相談員としての資質の向上に努めてください。

6 野外活動・集団宿泊 引率時の危機管理について

(平成29年度埼玉県青少年相談員全体研修会資料「明日から使える！アイスブレーキング演習」(埼玉県立大滝げんきプラザ作成)より抜粋)

(1) こどもたちの活動を支援する活動の留意点

- 活動するこどもたちの健康・安全を最優先し、事故や怪我のないよう努めます。安全は全てに置いて優先されなければなりません。スタッフ同士の協力・連携体制が大切です。

ほうれんそうの徹底(報告・連絡・相談)



- こどもたちの責任ある態度を養うために宿泊学習は、多くが、豊かな体験活動と仲間づくりを通して、こどもたちの責任ある態度を養うことを目的として実施されます。したがって、

- ① 全員で共有できる、共通の目的を作りましょう。(目的の重要性)

“スローガン”等を作り、周知徹底を図りましょう。

ことあるごとに原点に立ち返らせ、今自分に何ができるかを考えさせることが大切です。

『一人はみんなのために、みんなは一つの目標に向かって』の精神です。

- ② ①の“共通の目的”を達成するための、グループ(チーム)の目当てや個人の見込みを持たせましょう。しおり等があれば、しおりの表紙等に記入させておくのも有効な手立てです。

- ③ グループ(チーム)の役割分担を適切に行わせましょう。

構成メンバーの実態に合わせ、リーダー、サブリーダー、〇〇係…等役割分担を行います。

- ④ 可能であれば、リーダー会議、各係ごとの会議を設けましょう。

こどもたちの責任ある態度がグンと育ちます。各係の仕事内容、責任を明確にしておき、引率者やリーダーからの指示は各係を通して出すようにします。

(引率者や各係の担当者は、出す指示の内容をまとめておきます。

また、指示が徹底できていない場合を必ず想定しておき、フォロー策を考えておきます。)

- ⑤ スタッフ自身も、活動を心から楽しみましょう！

こどもたちに、仲間づくりの素晴らしさと体験の楽しさを十分に味わわせるため、スタッフの皆さん自身も、目標達成のため、みんなのためにできることを考えて行動しましょう。

スタッフの皆さんがスタッフ同士で仲良くし、チームワークを大切にしながら、活動を思いっきり楽しむことが重要です。

皆さんが楽しめない活動を、子どもたちが楽しめるはずはありません。子どもたちに対する考え方や接し方も、色んな人の色んな方法を吸収する良い機会と捉え、皆さん自身がたくさんの仲間を作り、思いっきり楽しみましょう。

(2) 子どもたちへの対応

宿泊学習の目的を達成するために、スタッフの皆さんは次のような姿勢をもって、子どもたちに接してください。

- ① 子どもたちに伸び伸びと楽しみながら体験させる。
- ② 子どもたちの色々な可能性を引き出してあげる。
- ③ 個性豊かな子どもたちに対し、「目配り、気配り、心配り」で支援する。

※ 障害を持つ子、なかなか人と打ち解けられない子、気分が乗らない子、緊張している子…日常とは異なった場所、環境ですので、心が不安定の子もいます。大切なのは活動を行う子どもの目線で向き合うことです。

(話を聞くときの姿勢の高さ・・・同じ高さか低くかがんで)

言葉をかけたり、話を聞いたり、待つなど、ゆとりを持って接しましょう。

まいた種も、いつ芽が出るか分かりません。でも、「まかぬ種は生えぬ」です。



(3) 自分の持てる限りの明るさで、笑顔で、謙虚に、さわやかに

服装や言動で子どもたちの注意を引くような姿勢は禁物です。

皆さんは子どもたちにとって「かっこいいお兄さん」「素敵なお姉さん」です。

参加者の子どもたちに「あんなお兄さん、お姉さんになりたい」という気持ちを抱かせるよう行動しましょう。

※ 皆さんが、子どもたちにとって身近なお手本となります。

(4) 皆さん自身が健康第一で

スタッフの皆さんの笑顔、元気、優しさに支えられて、子どもたちは本領を発揮できます。

疲れを溜めぬよう、夜はしっかり休んで翌日のパワーを充電してください。

- ・ こどもたちの健康管理のため、スタッフは子供たちの各部屋に1名、一緒に宿泊します。(目替わりで当番を決めます。)
 - ・ こどもたちの部屋に宿泊する当番のスタッフは、こどもたちが就寝時間を守り十分な休養が取れるよう支援をしてください。
- ※ 約束 就寝時間を過ぎたら、トイレ以外は部屋の移動はさせないこと。

(5) 参加者のこどもたちに身に付けさせたい、基本的な生活習慣

基本的な生活習慣は、人間のあらゆる態度や行動の基礎になるものです。

個人的な生活習慣(朝一人で起きる、顔を洗うなど)については当然、家庭で十分に身につけられるべきことですが、集団生活や社会生活に関する生活習慣(時間を守る、整理整頓をする、挨拶をする、など)については宿泊学習における指導も大変重要です。

身に付けさせたい基本的な生活習慣

①『時』を守る。

- ・ 時間を守って行動する。

②『場』を清める。

- ・ 自分の身の回りの整理整頓をする。
- ・ 使ったものの後片付けや清掃をする。

③『礼』を正す。

- ・ 進んで挨拶や返事をする。
- ・ 誰とでも仲良く生活する。
- ・ 丁寧な言葉遣いを身に付ける。

(6) 実際の活動場面におけるサポートのポイント

ア ハイキングなど、道路上を歩行する場面でのサポート

- ・ 歩く隊列は、道路の広さや横断等の状況に応じて決めます。列を増減する場合は素早く行います。
- ・ 車が通行する際は、こどもたち全体に注意を喚起し、道路端に寄るように指示します。※ホイッスルや横断旗を活用します。
- ・ 歩道やガードレールのない道路を歩くときは、道路の右端を歩きます。しかし、歩道区分のある道路や、車の通行がない道路で、なおかつ日差しが強い場合には日陰を歩行させる、適宜水分補給を促す、頻繁に小休憩をとる等、状況に応じた配慮も必要です。
- ・ 集団で道路を渡る場合は、スタッフは手前でいったん進行を止め、安全

を十分に確かめた後、なるべく子どもたちを先に渡らせます。

そして、自分は最後に渡るようにします。

※ 他のスタッフとの連携も必要です。

イ バスを利用する場面では

- ・ 大型バスに乗る際は、乗り物酔いしやすい子は前の座席に座らせます。
- ・ スタッフの皆さんは、一人で座っているこどもの隣に座り、話し相手になってあげましょう。
- ・ 歌やバスレクなど、ボランティアスタッフで工夫してやっていると、子どもたちは移動中も楽しめるでしょう。

ウ バスに乗る前には

- ・ バスに乗る前に、必ずトイレの確認をしておきましょう。移動時間が長くなり、その間トイレに寄れない、という事態もあります。行きたくなくても、行けるときにトイレに行っておくことも必要です。
※ 集合前には、必ずトイレを済ませておく。
- ・ チーム毎にリーダーに必ず人数を確認させて、スタッフに報告させましょう。また、バスに全員乗車した後、集合していた場所に忘れ物がないか最後に確認してから乗車するスタッフも必要です。
※ リーダー「○チーム、○名全員います。」と報告させる。
※ 移動の際は必ず忘れ物確認が必要。

エ バスに乗ってからは

- ・ バスに乗ってからも、必ず全員揃っているか人数を確認し、乗務員さんに報告しましょう。
- ・ バスを降りる際は、最初に降りて子どもたちを誘導するスタッフ、最後に忘れ物がないか全ての座席（棚や、イスの下まで）を確認するスタッフなど、役割分担しておくことでスムーズに子どもたちを引率できます。
- ・ 行きに窓際に座った子は、帰りは交代してあげるなど、平等なルールを決めておいても良いでしょう。
- ・ バスの窓から手や顔を絶対に出させないよう注意してください。
- ・ ボランティアスタッフは、誰が気持ち悪くなってもすぐに対応できるように、エチケット袋をすぐに使えるところに準備しておきましょう。
- ・ 気持ちが悪くなったら、早めにスタッフに話すよう伝えてください。
- ・ バスのマイクは、勝手に使わないよう子どもたちに伝えてください。

※ スタッフがバスレク等行う場合、使用してください。

オ 活動班でのサポート

- ・ 活動チーム（男女混合7名～8名）毎に、3名～4名のスタッフが担当しこどもたちと一緒に行動します。
- ・ 花火大会、フォレストアドベンチャー、キャンプファイア等、基本的に全てのプログラムにおいて、こどもたちの安全に十分配慮しつつ、チームのこどもたちと一緒に活動してください。

※ 担当するチームの子に十分関わっていただくことが原則ですが、チャンスがあったら、他チームの子とも、どんどんコミュニケーションをとってください。

（チームを越えた交流も、とても大切な機会の1つだと捉えます。

こどもたちにとっても、みなさんにとっても。 ）

※ 屋外炊事では軍手を着用し、こどもが火傷しないよう注意してください。

※ ナタは原則として、こどもには使用させないでください。

カ 活動中に発生した怪我や事故に対する処置

- ・ 助けを呼び複数で対応し、近くにいるスタッフや施設の職員にすぐ助けを呼びましょう。その場に複数スタッフがいる場合、役割分担をして対応しましょう。

（スタッフ1名）救助係・・・怪我をしてしまったこどもに対応する役割

（スタッフ1名）指示係・・・二次災害を起こしそうな危険な状況から、他のこどもたちを守るため、指示や誘導をする役割

（スタッフ1名）連絡係・・・関係機関等に連絡する役割

- ・ 二次災害の予防

自分が処置・対応している間に二次災害が起きないように、他のスタッフに協力を求めましょう。他のこどもたちに動揺を与えないように、事故現場から遠ざけるなど配慮することも大切です。

- ・ 負傷者の連絡「誰が、どこで、どんな様子です。」
- ・ 事故状況を詳しく知らせる。
- ・ 指示を受け、指示に従い行動する。

① 観察

以下のことを速やかによく確認、観察します。

- ・ 現場周辺に危険がないか
- ・ 意識の有無
- ・ 呼吸の有無
- ・ 脈拍の有無
- ・ 出血の有無
- ・ 顔色
- ・ その他（けいれん、四肢の麻痺や運動障害、激痛など）

こどもに、次のページの資料にあるような様子や症状があるときには、ためらわず、すぐに119番通報してください。

② 処置

負傷した児童生徒を搬送することが困難な場合は、救急に連絡し、事故現場での対応を協力して行います。その際、スタッフは負傷している児童生徒のところから離れないで、周囲への協力を求め、ためらわずその場でできる処置を行います。

状況によっては、AEDを準備し、心肺蘇生法を実施します。

キ 医療機関への搬送

医療機関に搬送するときは、責任を持って説明できるスタッフが保護者に連絡し（救命救急士がいる場合は連携して）、具体的に状況を伝えます。

（※事実について十分把握しておくことが重要です。その後も保護者との連絡を密に取り、信頼関係を保つよう心掛けます。）

保護者の心情に配慮し、誠意をもって対応しましょう。

※ 軽微な怪我等であっても、保護者に連絡することが重要です。

こんなときにはすぐに119番!!

子ども (15歳以下)

顔

- くちびるの色が紫色
- 顔色が明らかに悪い

頭

- 頭を痛がって、けいれんがある
- 頭を強くぶつけて、出血がとまらない、意識がない、けいれんがある

胸

- 激しい咳やゼーゼーして呼吸が苦しそう
- 呼吸が弱い

おなか

- 激しい下痢や嘔吐で水分が取れず食欲がなく意識がはっきりしない
- 激しいおなかの痛みで苦しがる
- 嘔吐が止まらない
- 便に血がまじった

手・足

- 手足が硬直している



意識の障害

- 意識がない (返事がない) またはおかしい (もうろうとしている)

けいれん

- けいれんが止まらない
- けいれんが止まっても、意識がもどらない

飲み込み

- 物をのどにつまらせて、呼吸が苦ししい、意識がない

じんましん

- 虫に刺されて全身にじんましんが出て、顔色が悪くなった



やけど

- 痛みのひどいやけど
- 広範囲のやけど



事故

- 交通事故にあった (強い衝撃を受けた)
- 水におぼれている
- 高いところから落ちた



生まれて3カ月未満の乳児

- 乳児の様子がおかしい

◎その他、お母さんやお父さんから見て、いつもと違う場合、様子がおかしい場合

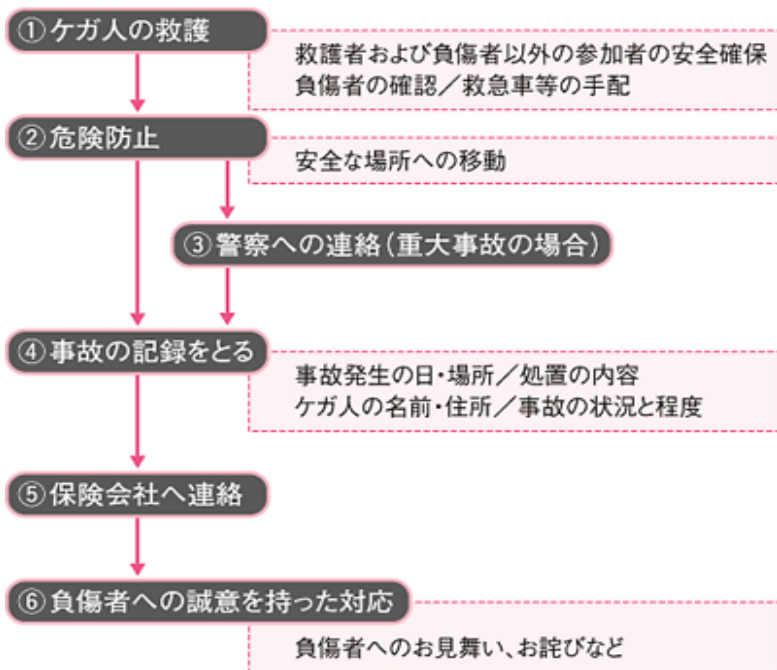
※小学生以下の子どもで、発熱等の症状がある場合は、新型コロナウイルスに関する受診・相談センターに電話相談するか、速やかに発熱外来/かかりつけ医/地域外来・検査センターを受診しましょう。

※さらに、判断に迷った時は、お近くの電話相談窓口にご相談下さい。子ども医療電話相談 (主に休日・夜間) は # 8000、119番通報の相談は # 7119をご利用いただけます。

※出典：総務省消防庁 HP「救急お役立ちポータルサイト」救急車利用リーフレット
<https://www.fdma.go.jp/publication/portal/post9.html>

ク 万が一、事故が起きたら

事故やトラブルは、予期せぬ時に起こります。適切に対処できるよう、緊急時の対応を想定しましょう。万一事故が起きたら、焦らず、落ち着いて行動することが大切です。



事故が起きたときの基本的対応（自然体験活動指導者安全管理ハンドブックから）

※ 県や市町村への連絡も忘れないようにしましょう。

県青少年課 TEL 048-830-2904

各市町村青少年行政主管課（P21～P24）

<参考資料・研修>

- ・ 自然体験活動指導者安全管理ハンドブック
- ・ 救急法講習教本（日本赤十字社）
- ・ ボーイスカウト安全入門（ボーイスカウト日本連盟）
- ・ 普通救命講習（3，4時間）、上級救命講習（8時間）
各市町村の消防署で行っています。AEDの使い方、心肺蘇生法、止血法等の実習を行っておりますので、日程を問い合わせ、積極的に参加しましょう。

7 研修を受けよう

(1) 申込カードの自己チェック

青少年相談員は、相談員申込カードで「相談員としての意識を高めるため、委嘱期間中、県が定める研修に1回以上参加することができるか。」を自己チェックすることとしています。

青少年を理解し、彼らを率いていくためには、青少年相談員が自らも成長し続ける必要があります。

自己適性チェック			
項目	できる	努力する	できない
1 自らを律することができるか。			
2 全ての青少年に正しい愛情を持って接することができるか。			
3 冷静かつ忍耐強く、青少年に接することができるか。			
4 態度や言葉遣いに注意し、親密感、信頼感を持たれるように青少年に接することができるか。			
5 相談員活動遂行上、知り得た秘密を守ることができるか。			
6 相談員活動の中で、リーダーシップを発揮し、協調性を持って行動できるか。			
7 ボランティア活動であっても、受け持った仕事責任を持って果たすことができるか。			
8 相談員活動遂行上、必要な技術の向上に努めることができるか。			
9 相談員としての意識を高めるため、委嘱期間中、県が定める研修に1回以上参加することができるか。			

(2) 具体的な研修について

県が主催する青少年相談員のための研修のほか、埼玉県青少年相談員協議会（各地区協議会及び地区連絡協議会を含む。）が主催する研修も含め「県が定める研修」としています。

【県・県協議会が行う研修会】

春 青少年相談員全体研修会（県主催 2年に一度、委嘱式後に開催）

夏 野外活動研修会（県協議会主催）

秋 青少年相談員のつどい（県協議会主催）

冬 青少年相談員全体研修会（県協議会主催）

（委嘱式のない年に県協議会と合同で実施）

第2章 青少年相談員活動の実践

1 青少年相談員活動を始めるに当たり

「地域の子供たちのために何かしたい」という気持ちを持ち、青少年相談員になったものの、「何をしたらよいのか分からない」という場合もあると思います。次のようなことを参考に、できることから始めましょう。

(1) 多くの仲間がいます

青少年相談員は、自らが運営する市町村協議会を中心に仲間と助け合いながら活動しています。仲間との交流や先輩からのアドバイスなどを通じて、徐々に青少年相談員としての活動ができるようになります。

(2) 地元の青少年担当課に相談しよう

活動の中で困ったり迷ったりした時は、地元の市町村青少年行政担当課でアドバイスを受けると良いでしょう。また、市町村が主催する行事に積極的に参加したり、関係する青少年団体（子ども会など）やNPO団体などを紹介してもらおうと良いかもしれません。

(3) 身近なところから始めよう

集団での活動だけが青少年相談員の活動ではありません。まず、自分の住んでいる身近なところから始め、少しずつ継続することが大切です。

- ア 近所の子供たちとの挨拶やちょっとした会話
- イ 地域の清掃活動
- ウ 社会福祉施設における奉仕活動など

2 青少年相談員活動で留意すべき事項

(1) 夜間の訪問やお金の貸与等は、青少年相談員の活動の範囲を超えています。また、複雑な問題を抱えている場合、無理に家庭の問題に立ち入ることは禁物です。

(2) 子供たちは、青少年相談員を信じて相談しています。青少年相談員の活動の中で知り得た個人の秘密についてはどんな小さなことでも、決して外部に漏らしてはいけません。

- (3) 青少年相談員活動の際は、SNSへの投稿記事や写真については、トラブルを招く恐れもありますので、注意をお願いします。

3 18歳未満の青少年相談員の皆さんへ

トラブルを未然に防止するため、以下の事項を守って安全安心な活動を心掛けてください。

(1) 活動に参加するときは、保護者の同意を得ましょう

サマーキャンプやワークショップ等のイベントのほか、イベントの準備や打合せに参加する場合は、必ず事前に保護者の方に説明し、許可を得てください。

(2) 午後10時以降の活動には参加できません

夜間にイベントの準備や打合せなどに参加する場合は、事件や事故を避けるため、必ず深夜（午後11時）になる前に帰宅してください。

(3) 飲酒を伴う活動には参加できません

自分ではお酒を飲まないつもりでも、一緒にいる大人が飲酒をする懇親会などには参加できません。

(4) 18歳以上の青少年相談員と一緒に活動しましょう

活動中、思いもよらないトラブルが発生することがあります。子供たちと自分たちの安全を守るため、18歳以上の先輩青少年相談員と一緒に活動するようにしてください。

4 青少年相談員の活動状況

青少年相談員の詳しい活動状況については県HP又は埼玉県青少年相談員協議会のSNS（裏表紙参照）を御覧ください。

【県HP URL】

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0307/dantai-shisetsu/903-20091225-94.html>

【県HP QRコード】



☆埼玉県青少年相談員協議会が発信しているSNSには、県協議会主催事業の様子など、色々な情報が掲載されています。（裏表紙参照）

埼玉県マスコット「さいたまっち」

第 3 章 資料編

埼玉県青少年相談員設置要綱

第1 目的

地域社会において、友情精神をもって青少年に接してその相談相手となり、助言指導を行い、かつ、青少年健全育成関係機関を援助し、青少年の健全な成長を期するため、市町村の区域に、埼玉県青少年相談員（以下「青少年相談員」という。）を置く。

第2 委嘱

青少年相談員は、第6に定める選考基準に該当する者のうち、市町村長の推薦により、知事が委嘱する。

第3 職務

青少年相談員の職務は、次のとおりとする。

- 1 青少年の相談に応じ、助言指導にあたること。
- 2 青少年地域組織活動の助言指導にあたること。
- 3 青少年健全育成について、児童委員、学校等と密接に連絡し、その機能を助けること。

第4 活動区域

青少年相談員の活動区域は、地域の実情に応じ市町村長の指定する当該市町村内の区域とする。ただし、必要がある場合は、他市町村の区域において臨時に活動することを妨げない。

第5 任期

青少年相談員の任期は2年とする。

第6 選考基準

青少年相談員の選考基準は、次のとおりとする。

- 1 年齢は、18歳以上39歳までとする。ただし、15歳（義務教育終了後）以上18歳未満の者で、保護者の同意があり、市町村長が特に必要と認めた場合は、選考基準を満たすものとする。
- 2 青少年の実地指導に熱意を有し、活動力のある者。
- 3 青少年の心理を理解し、その相談に応ずることの資質を有する者。

第7 研修

青少年相談員の研修は、県において行うほか、市町村の区域において相互研修を行うものとする。

第8 青少年相談員協議会

市町村の区域に青少年相談員協議会を設ける。

青少年相談員協議会の任務は次のとおりとする。

- 1 青少年相談員が担当する区域又は事項を定めること。
- 2 青少年相談員の職務に関する連絡及び調整をすること。
- 3 青少年相談員をしてその職務に関して互いに励まし、研修及び修養をさせること。
- 4 その他、青少年相談員がその職務を遂行するに必要な事項を処理すること。青少年相談員協議会が組織する青少年相談員は、その互選により代表相談員1人を定めるものとし、代表相談員は青少年相談員協議会の会務をとりまとめ、青少年相談員協議会を代表する。

第9 職務上の義務

青少年相談員は、その職務を遂行するにあたっては、個人の人格を尊重し、その秘密を守り、誠実謙虚にこれにあたり、かつ、その職務上の地位を政党又は政治目的のために利用してはならない。

第10 解 職

青少年相談員が次の各号の1に該当するときは、知事は任期にかかわらずこれを解職することができる。

- 1 職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合
- 2 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
- 3 青少年相談員たるにふさわしくない非行のあった場合

附 則

この要綱は、昭和40年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

ボランティア保険について

県では、青少年相談員に対し、全国社会福祉協議会が実施する「ボランティア活動保険」に加入しています。青少年相談員活動中に事故があり保険の適用を希望する場合は、下記により手続を行います。

<請求の流れ>

- 1 事故が起こったら、直ちに市町村事務局を通じて県青少年課に連絡する。本人が市町村事務局と県青少年課に連絡することも可。

事故日から30日以内に連絡がない場合、保険金が支払われないことがあるので、できるだけ速やかに連絡すること。

※ 市町村青少年相談員協議会代表相談員が県青少年課に連絡することも認めるが、その場合は本人・市町村事務局と調整の上、行う。
- 2 県青少年課から事故報告書様式を本人に送付する。
- 3 本人が事故報告書を記入し、県青少年課に送付する。
- 4 県青少年課は、事故報告書を埼玉県社会福祉協議会に送付し、同協議会は保険会社に送付する。
- 5 保険会社から埼玉県社会福祉協議会を通して、保険金請求に必要な書類が県青少年課に送付される。
- 6 県青少年課は保険金請求に必要な書類を本人に送付する。
- 7 本人は、保険金請求に必要な書類を揃え、県青少年課に送付する。
- 8 県青少年課は、事故確認書（保険金請求に必要な書類）の確認を行い、必要書類を埼玉県社会福祉協議会に送付する。
- 9 埼玉県社会福祉協議会は、事故の届出があったことを証明し、保険会社に必要書類を送付する。
- 10 保険会社の審査の後、保険金の振り込み等となる。
（ここからは、保険会社と本人のやり取りとなる。）

県関係機関一覧

(令和8年3月31日現在)

○ 青少年相談担当窓口

機関名称	所在地	電話・FAX
県民生活部青少年課	〒330-9301 さいたま市浦和高砂3-15-1	048-830-2904 048-830-4754
南部地域振興センター	〒332-0035 川口市西青木2-13-1 埼玉県川口地方庁舎 2階	048-256-1110 048-257-0529
南西部地域振興センター	〒351-0025 朝霞市三原1-3-1 埼玉県朝霞地方庁舎 2階	048-451-1110 048-451-1113
東部地域振興センター	〒344-0038 春日部市大沼1-76 埼玉県春日部地方庁舎 1階	048-737-1110 048-737-9958
県央地域振興センター	〒362-0002 上尾市大字南239-1 埼玉県上尾地方庁舎 1階	048-777-1110 048-777-1166
川越比企地域振興センター	〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟 4階	049-244-1110 049-243-1707
川越比企地域振興センター東松山事務所	〒355-0024 東松山市六軒町5-1 埼玉県東松山地方庁舎 1階	0493-24-1110 0493-23-8510
西部地域振興センター	〒359-0042 所沢市並木1-8-1 埼玉県所沢地方庁舎 2階	04-2993-1110 04-2993-1113
利根地域振興センター	〒361-0052 行田市本丸2-20 埼玉県行田地方庁舎 1階	048-555-1110 048-554-4442
北部地域振興センター	〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 埼玉県熊谷地方庁舎 1階	048-578-4572 048-524-0770
北部地域振興センター本庄事務所	〒367-0026 本庄市朝日町1-4-6 埼玉県本庄地方庁舎 1階	0495-24-1110 0495-22-6500
秩父地域振興センター	〒368-0042 秩父市東町29-20 埼玉県秩父地方庁舎 1階	0494-24-1110 0494-24-1741

○ 県立げんきプラザ

機関名称	所在地	電話・FAX
県立長瀨げんきプラザ	〒369-1312 秩父郡長瀨町井戸367	0494-66-0177 0494-66-0106
県立小川げんきプラザ	〒355-0337 比企郡小川町木呂子561	0493-72-2220 0493-71-1043
県立大滝げんきプラザ	〒369-1901 秩父市大滝5944-2	0494-55-0014 0494-55-0063
県立名栗げんきプラザ	〒357-0111 飯能市上名栗1289-2	042-979-1011 042-979-1013

○ 教育事務所、総合教育センター、スポーツ総合センター

機関名称	所在地	電話・FAX
南部教育事務所	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎 2階	048-822-1860 048-822-4127
西部教育事務所	〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 ウエスト川越公共施設棟 4階	049-242-1805 049-242-1685
北部教育事務所	〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 埼玉県熊谷地方庁舎 4階	048-523-2818 048-522-5836
北部教育事務所秩父支所	〒368-0042 秩父市東町29-20 埼玉県秩父地方庁舎 2階	0494-23-2116 0494-23-9709
東部教育事務所	〒344-0038 春日部市大沼1-76 埼玉県春日部地方庁舎 2階	048-737-2727 048-737-2812
県立総合教育センター	〒361-0021 行田市富士見町2-24	048-556-6164 048-556-3396
県立総合教育センター江南支所	〒360-0113 熊谷市御正新田1355-1	048-536-1586 048-536-1710
スポーツ総合センター	〒362-0031 上尾市東町3-1679	048-774-5551 048-774-5550

○ 児童相談所

機関名称	所在地	電話・FAX
中央児童相談所	〒362-0013 上尾市上尾村1242-1	048-775-4152 048-770-1055
南児童相談所	〒333-0848 川口市芝下1-1-56	048-262-4152 048-262-4158
朝霞児童相談所	〒351-0016 朝霞市青葉台1-10-63	048-465-4152 048-458-3668
川越児童相談所	〒350-0838 川越市宮元町33-1	049-223-4152 049-224-5056
所沢児童相談所	〒359-0042 所沢市並木1-9-2	04-2992-4152 04-2994-1420
熊谷児童相談所	〒360-0014 熊谷市箱田5-13-1	048-521-4152 048-520-1036
越谷児童相談所	〒343-0033 越谷市恩間402-1	048-975-4152 048-977-3200
草加児童相談所	〒340-0035 草加市西町425-2	048-920-4152 048-922-3600

※ さいたま市

さいたま市北部児童相談所 (※管轄は西区、北区、大宮区、 見沼区、岩槻区)	〒340-0071 さいたま市浦和区上木崎4-4-10	048-711-3917 048-711-8904
さいたま市南部児童相談所 (※管轄は中央区、桜区、浦和区、 南区、緑区)	さいたま市子ども家庭総合センター 「あいばれっと」 4階	048-711-2489 048-711-8904

市町村青少年相談員担当課一覧

(令和8年3月31日現在)

○ さいたま市

市町村名	担当課	所在地	電話・FAX
さいたま市	子ども・青少年政策課	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4	048-829-1716 048-829-1960

○ 南部地域振興センター管内

市町村名	担当課	所在地	電話・FAX
川口市	青少年対策室	〒332-8601 川口市中青木1-5-1	048-258-1115 048-252-7776
蕨市	生涯学習スポーツ課	〒335-8501 蕨市中央5-14-15	048-433-7729 048-433-7731
戸田市	児童青少年課	〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1	048-441-1800 048-432-8510

○ 南西部地域振興センター管内

市町村名	担当課	所在地	電話・FAX
朝霞市	子ども未来課	〒351-8501 朝霞市本町1-1-1	048-463-2930 048-467-0770
志木市	生涯学習課	〒353-8501 志木市中宗岡1-1-1	048-473-1183 048-474-4462
和光市	スポーツ青少年課	〒351-0192 和光市広沢1-5	048-464-1111 048-464-2695
新座市	生涯学習スポーツ課	〒352-8623 新座市野火止1-1-1	048-424-5362 048-458-0791
富士見市	生涯学習課	〒354-0021 富士見市鶴馬1873-1	049-252-7138 049-255-9635
ふじみ野市	子育て支援課	〒356-8501 ふじみ野市福岡1-1-1	049-262-9033 049-266-6245
三芳町	社会教育課	〒354-8555 入間郡三芳町大字藤久保1100-1	049-258-0019 049-274-1056

○ 東部地域振興センター管内

市町村名	担当課	所在地	電話・FAX
春日部市	子ども育成課	〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1	048-796-8193 048-737-3680
草加市	子ども青少年課	〒340-0014 草加市住吉2-2-8（勤労青少年ホーム内）	048-928-6421 048-928-9632
越谷市	青少年課	〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1	048-963-9308 048-963-8421
八潮市	社会教育課	〒340-8588 八潮市中央1-2-1	048-996-2111 048-998-0828
三郷市	青少年課	〒341-0042 三郷市谷口570（青少年ホーム内）	048-953-1040 048-953-1068
吉川市	子育て支援課	〒342-8501 吉川市吉川2-1-1	048-982-9529 048-981-5392
松伏町	すこやか子育て課	〒343-0192 北葛飾郡松伏町松伏2424	048-991-1876 048-991-3600

○ 県央地域振興センター管内

市町村名	担当課	所在地	電話・FAX
鴻 巣 市	こども応援課	〒365-8601 鴻巣市中央1-1	048-577-5190 048-541-1328
上 尾 市	青少年課	〒362-0037 上尾市上町2-14-19	048-776-2488 048-776-2117
桶 川 市	生涯学習・スポーツ推進課	〒363-8501 桶川市泉1-3-28	048-788-4970 048-786-5043
北 本 市	生涯学習課	〒364-8633 北本市本町1-111	048-594-5565 048-593-5985
伊 奈 町	生涯学習課	〒362-8517 北足立郡伊奈町中央四丁目355番地	048-721-2111 048-721-4851

○ 川越比企地域振興センター管内

市町村名	担当課	所在地	電話・FAX
川 越 市	こども育成課	〒350-8601 川越市元町1-3-1	049-224-5724 049-224-6705
坂 戸 市	社会教育課	〒350-0292 坂戸市千代田1-1-1	049-283-1331 049-283-1691
鶴ヶ島市	こども支援課	〒350-2292 鶴ヶ島市三ツ木16-1	049-271-1111 049-271-1190
毛呂山町	生涯学習課	〒350-0493 入間郡毛呂山町中央2-1	049-295-2112 049-295-3939
越 生 町	生涯学習課	〒350-0416 入間郡越生町大字越生917	049-292-3223 049-292-5110

○ 川越比企地域振興センター東松山事務所管内

市町村名	担当課	所在地	電話・FAX
東 松 山 市	子育て支援課	〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58	0493-63-5005 0493-23-2239
滑 川 町	福祉課	〒355-8585 比企郡滑川町福田750-1	0493-56-2056 0493-56-2448
嵐 山 町	生涯学習課	〒355-0211 比企郡嵐山町大字杉山1030-1	0493-62-0824 0493-62-0715
小 川 町	子育て支援課	〒355-0316 比企郡小川町大字角山133	0493-81-6181 0493-81-6186
川 島 町	子育て支援課	〒350-0192 比企郡川島町大字下八ッ林870-1	049-299-1765 049-297-6087
吉 見 町	子育て支援課	〒355-0192 比企郡吉見町大字下細谷411	0493-63-5014 0493-54-4200
鳩 山 町	町民健康課	〒350-0392 比企郡鳩山町大字大豆戸184-16	049-277-7527 049-296-1945
ときがわ町	福祉課	〒355-0395 比企郡ときがわ町大字玉川2490	0493-65-0813 0493-65-3796
東 秩 父 村	住民福祉課	〒355-0393 秩父郡東秩父村大字御堂634	0493-82-1226 0493-82-1562

○ 西部地域振興センター管内

市町村名	担当課	所在地	電話・FAX
所 沢 市	青少年課	〒359-8501 所沢市並木1-1-1	04-2998-9103 04-2998-9035
飯 能 市	生涯学習課	〒357-8501 飯能市大字双柳1-1	042-973-3681 042-971-2393
狭 山 市	社会教育課	〒350-1380 狭山市入間川1-23-5	04-2946-8594 04-2954-8671
入 間 市	青少年活動センター	〒358-0026 入間市大字小谷田1681-1	04-2962-1005 04-2962-1073
日 高 市	生涯学習課	〒350-1292 日高市大字南平沢1020	042-989-2111 042-985-7792

○ 利根地域振興センター管内

市町村名	担当課	所在地	電話・FAX
行 田 市	生涯学習課	〒361-0052 行田市本丸2-20	048-556-8319 048-556-0770
加 須 市	生涯学習課	〒347-0006 加須市上三俣2255(パストラルかぞ内)	0480-62-1223 0480-62-2221
羽 生 市	生涯学習課	〒348-8601 羽生市東6-15	048-561-1121 048-561-6562
久 喜 市	子ども育成課	〒346-8501 久喜市下早見85-3	0480-22-1111 0480-22-3319
蓮 田 市	子ども支援課	〒349-0193 蓮田市黒浜2799-1	048-768-3111 048-765-1703
幸 手 市	社会教育課	〒340-0192 幸手市東4-6-8	0480-43-1111 0480-42-5803
白 岡 市	福祉課	〒349-0292 白岡市千駄野432	0480-92-1111 0480-93-5037
宮 代 町	生涯学習室	〒345-8504 南埼玉郡宮代町笠原1-4-1	0480-34-1111 0480-34-4152
杉 戸 町	子育て支援課	〒345-8502 北葛飾郡杉戸町清地2-9-29	0480-33-1111 0480-33-4561

○ 北部地域振興センター管内

市町村名	担当課	所在地	電話・FAX
熊 谷 市	こども課	〒360-8601 熊谷市宮町2-47-1	048-524-1111 048-521-0520
深 谷 市	こども青少年課	〒366-8501 深谷市仲町11-1	048-571-1211 048-551-4480
寄 居 町	子育て支援課	〒369-1292 大里郡寄居町大字寄居1180-1	048-581-2121 048-581-7531

○ 北部地域振興センター本庄事務所管内

市町村名	担当課	所在地	電話・FAX
本 庄 市	生涯学習課	〒367-8501 本庄市本庄3-5-3	0495-22-3248 0495-25-1193
美 里 町	こども未来課	〒367-0194 児玉郡美里町大字木部323-1	0495-76-2277 0495-76-0909
神 川 町	町民福祉課	〒367-0292 児玉郡神川町大字植竹909	0495-77-2112 0495-77-2117
上 里 町	子育て共生課	〒369-0392 児玉郡上里町七本木5518	0495-35-1236 0495-33-2429

○ 秩父地域振興センター管内

市町村名	担当課	所在地	電話・FAX
秩 父 市	生涯学習課	〒368-8686 秩父市熊木町8-15	0494-22-0420 0494-24-0430
横 瀬 町	生涯学習グループ	〒368-0072 秩父郡横瀬町大字横瀬2000番地	0494-26-5676 0494-22-9012
皆 野 町	社会教育担当	〒369-1412 秩父郡皆野町大字皆野1423	0494-62-4563 0494-62-4571
長 瀬 町	生涯学習担当	〒369-1392 秩父郡長瀬町大字野上下郷3312	0494-66-1800 0494-66-1564
小 鹿 野 町	生涯学習課	〒368-0105 秩父郡小鹿野町小鹿野167-1	0494-75-0063 0494-75-0032

緊急通報先一覧

電話番号	通報先	主な通報内容
119	消防署	火事、急病人、負傷者、救助要請
110	警察	交通事故、盗難等の犯罪被害、不審者の目撃
118	海上保安庁	海難事故、不審船の目撃
189	児童相談所	児童虐待の疑いのある子供の発見

【緊急通報をする際の注意点】

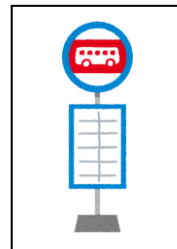
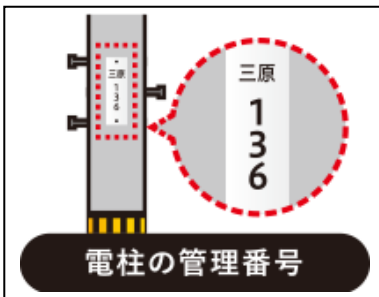
1 落ち着いて話す

通報を受理した消防や警察等の係員が以下のようなことを質問するので、落ち着いて話してください。

- ・ 何があったか
- ・ 場所、住所や目標となる店舗や建物等
- ・ 被害や目撃の状況、怪我人の有無
- ・ 傷病人の出血、意識の有無等
- ・ 犯罪であれば、犯人の性別や人数、年齢、服装や逃走方向等
- ・ 通報者の氏名、連絡先

2 正しい場所を伝える

住所が分からなかったり、目印となる店舗等が見つからない場合は、近くにある電柱の住所や管理番号、自動販売機の住所表示、付近の交差点名、バス停などを確認してください。



3 通報後も電話は繋がるようにする

向かっている救急隊や警察官から、その後の状況確認等のため電話がかかってくる場合があります。通報時に伝えた番号の電話は、常に繋がるようにしておいてください。